

2024年度 日中高齢者産業交流会共通登録

期間：2024年6月～2025年3月末までの通年支援

登録説明書

【最終締切】2025年1月24日（金）18時まで延長 ※随時受付

2024年12月

JETRO

詳細ウェブページ

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2024/ef61b038c7971fc6.html>

12月16日修正

はじめに

中国では過去数年間、COVID-19の感染拡大から、ダイナミックゼロコロナ政策による封鎖管理が長期間にわたり続き、多くの展示会が延期や中止されましたが、一昨年末にゼロコロナ政策が大幅緩和されたことで、徐々にビジネスや人の動きが戻ってきました。

国家統計局の発表によると、中国の2023年末時点の60歳以上人口は2億9,697万人となり、総人口の21.1%を占めました。高齢者の人口規模が大きく、高齢化のスピードも速いことが中国の高齢化の特徴です。

2022年、国務院より「第14次5カ年（2021～2025年）計画期間における国家高齢者事業の発展と養老サービス体系に関する計画」が発表され、2025年までに高齢者向けサービスの供給拡大、高齢者の健康支援システムのさらなる整備が見込まれるなど、中国は大きな可能性のある市場として注目されています。

こうした状況を踏まえ、ジェトロでは、高齢化先進国である日本の企業が高齢者養老介護産業の売り込みを図るとともに、中国市場への販路開拓をサポートします。

直接参加するリアル形式で開催される展示会・商談会への参加は、自社の高齢者サービスや関連商品等を周知し販路開拓に繋げる機会になることが期待されます。中国におけるビジネスの拡大や新規市場開拓を目指す日本企業の皆様のご参加をお待ちしております。

2024年6月
日本貿易振興機構（ジェトロ）

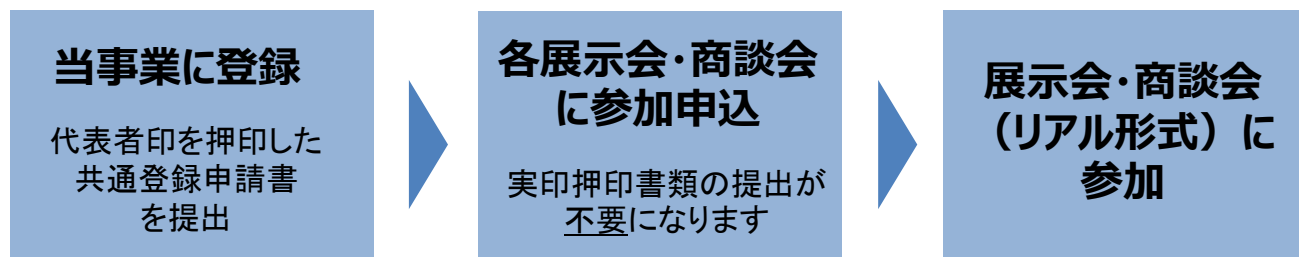
目次

1. 事業概要	2
2. 支援メニューの紹介	3
3. 登録募集内容	5
4. 登録申請方法	8
5. キャンセル規定	9
6. 免責規定	10
7. お問い合わせ先	10
8. お役立ち情報	11

1. 事業概要

2024年度も、高齢者養老介護産業における中国市場への販路開拓(BtoB)を目的とした、さまざまな展示会・商談会を中国各地・日本国内で開催します。

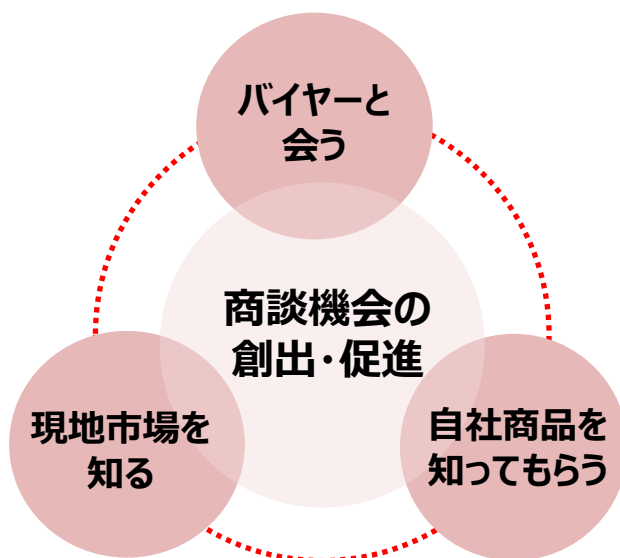
日中高齢者産業交流会共通登録では、まず共通登録をいただくことで、企業を通年で支援し、参加を希望する展示会・商談会への申し込みにおいて、スムーズな手続きを進めます。



● 中国展示会・商談会 (必須)

● Japan Street (任意)

● China Japan Street (任意)



2. 支援メニューの紹介

本説明書に記載している事業日程の詳細は、登録決定後に別途ご案内します。
今後変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(1) 中国展示会・商談会（必須）

- 中国国内で開催される高齢者産業分野の展示会にジェトロが「ジャパン・パビリオン」（広報展示）としてスペースを確保し、参加を希望する企業の商品・サービスを出品します。
 - ※審査有り。中堅・中小企業対象、スペースに余裕がある場合は中堅・中小企業以外も参加可能です。詳細は各展示会・商談会の出品案内書でご案内します。
 - ※年度を通して展示会・商談会へ最低1回の申し込みを必須とします。
 - ※日本から渡航のうえご参加の場合、ジェトロは、渡航に関わる書類や査証等の取得に要する招聘状などの発行、および手続きの補助はいたしかねますので、自社でご手配ください。
- 基本的に参加企業ごとの個別ブースは設置せず、オープンスペースですが、展示会により異なりますので、各展示会・商談会の要件をご確認ください。

【出展・実施予定の展示会・商談会】（リアル形式）

会期	開催地	展示会・商談会名
2024年9月26日～9月28日	大連	第13回大連日本商品展覧会
2024年9月～12月（年内実施）	長沙	日中(長沙)高齢者産業交流会
2024年10月2日～4日	東京	高齢者産業交流会@HCR
2024年11月1日～11月3日	重慶	第18回中国老年産業博覧会
2024年11月15日～11月17日	広州	2024年中国国際シルバー産業博覧会
2024年11月28日～11月30日	北京	中国国際福祉博覧会
2025年3月7日～3月9日	成都	成都市養老博覧会 ※追加

※上記事業は今後、追加・変更となる可能性があります。

(2) Japan Street (任意)

<ジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイト>

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーにPR、商談機会促進
2. 登録から商談日程調整まで、ジェトロの無料サポートを受けられる
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りをジェトロが代行

* 詳細・登録はこちら

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

(3) China Japan Street (任意)

(中国語名「JETRO 日本商務館」)

<Wechat のミニプログラムを使ったBtoB 専用マッチングプラットフォーム>

～ご登録のメリット～

1. 中国各地の多様な業種のバイヤーにPR、商談機会促進
2. China Japan Street (CJS) 連動のオフラインイベントへ参加可能

* 詳細・登録はこちら

[中国バイヤーとのオンラインマッチングプラットフォーム "China Japan Street" | ジェトロのサービス - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

商品に関心を持ったバイヤーからCJSサイト経由で引き合いが入った際は、後日、ジェトロより出品者に商談についてご連絡いたします。

3. 登録募集内容

(1) 概要

- 募集期間：2025年1月24日（金）18 時まで随時受付
※出品を希望する展示会・商談会の申し込みより前に当共通登録が必要です。
- 募集対象：日本国内に登録された事業者（海外法人からの申込は不可）

(2) 対象分野

- 日本の医療・検査器具
- バリアフリー用品
- 介護サービス
- 福祉機器
- 認知症ケアサービス・関連商品
- 高齢者向けレンタルサービスに活用できるリハビリ機器や補助具
- 日本の養老サービスや福祉機器 等

(3) 登録料

無料

※展示会・商談会へ参加時の旅費、通信費等は参加各社の負担となります。展示設備等の費用負担の詳細は、各展示会・商談会の出品案内書をご覧ください。

※展示会・商談会等が中止又は延期になった場合においても、参加のために参加者が支出した費用や関連する一切の損害について、ジェトロはこれを負担しません。

(4) 登録資格・条件

本事業に関する規則は、本書および各展示会・商談会の出品案内書によるものとします。

1. 日本で法人資格を有する企業や団体であること。但し、展示会・商談会では中堅・中小企業を優先する。（P7参照：中堅・中小企業の定義および要件）
2. 対象分野に合致する日本ブランドの製品・技術・サービス等を紹介すること。但し、薬機法に抵触する表現・表示をしていないこと。
3. 日本・中国間の渡航規制に関わらず、参加する展示会の準備日及び会期の全日程、商談会の商談時間に会場の自社ブースに常駐できる企業（①中国に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等、②日本から渡航可能な企業）に限る。（会期途中の撤収は不可）
4. 前述の出品対象分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業であること。なお、現地法人又は現地代理店の場合は、出品ブランドの商談の権限がある者。（委任を受けた者を含む）
5. 本事業に、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
6. 登録の目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
7. 商談に必要な相応の準備ができること。また、展示会・商談会の会期に関わらず商談および輸出に関与できる担当者があること。（中国語又は英語で商談ができること。中国語が望ましい）
8. 登録資格・条件に従い準備・出品ができること。
9. ジェトロが求める提出書類を事前に準備できること。
10. ジェトロが成果把握等のために実施するアンケート（展示会・商談会の会期中および会期後）に回答いただけること。
11. 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(5) 中堅・中小企業定義および要件

以下 1) および 2) の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中堅・中小企業とみなします。

1) 中堅・中小企業の定義

① 中小企業庁の定義（資本金基準もしくは従業員基準のいずれかを満たす企業）

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時使用する従業員数には、事業主、役員、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者による申し込みについても、同様に判断します。

出所：中小企業庁

HP <http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

② 中堅企業の定義

2023年度より、中小企業基本法では「中小企業」に該当しない場合でも、以下を満たす場合には、「中堅企業」として「中堅・中小企業料金」にて申し込みいただけます。但し、2)の要件を満たすことが必要です。

「上記の中小企業者以外のもののうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、応募日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満又は常用雇用者1,000人未満の者。」

2) 経済産業省の定める要件

① 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中堅・中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者でないこと。

② 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない事業者。

4. 登録申請方法

(1) 申請の流れ

STEP1 日中高齢者産業交流会共通登録申請

①【貴社】下記URLより、貴社情報を入力、共通登録申請書を記入の上アップロードしてください。共通登録申請書には、**日本本社名**を記入し**代表者印（会社実印）**を押印してください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/chinakyoutsuu2024>



STEP2 共通登録申請書原本提出 ※STEP2の提出をもって、申請完了となります。

②【ジェトロ】内容確認後、STEP1で入力いただいたEメール宛てにご連絡いたしますので、共通登録申請書の原本を下記へご郵送ください。

③【貴社】共通登録申請書の原本送付

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6 階

ジェトロ 海外展開支援部販路開拓課 ヘルスケア産業班宛

最終締切：

2025年1月24日（金）18時（日本時間）

※出品を希望する展示会・商談会の申し込みより前に当登録が必要です。



STEP3 Japan Street・China Japan Street商品情報登録（任意）

④【貴社】原本受領メール内のURLより、出品希望の商品情報を登録してください。すでにご登録済みで、登録内容の確認や変更をしたい場合は、メールに記載のURLよりご確認、お問い合わせください。



【貴社】参加を希望する展示会・商談会へ随時申し込み

(2) 申請における注意事項

- STEP1で登録いただいた情報を通年で利用しますので、正確な情報をご記入ください。
- 登録内容に変更がある場合、速やかにJETROにご連絡願います。また、申請締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては応じられない場合がございます。
- 現地法人（子会社）がある場合でも**日本国内法人名（本社など）**で申請してください。

※今年度開催される展示会・商談会等、イベントに参加するには、当共通登録への事前登録が必要です。各展示会・商談会等、イベントの申込締切時点で共通登録が完了していない場合は、そのイベントへの申し込みを取り止めたものとみなします。

5. キャンセル規定

日中高齢者産業交流会共通登録へ、申請後に辞退する場合は、速やかにお知らせください。

各展示会・商談会への参加契約成立（JETROの採択通知書による承諾意思表示の発信時点）後にキャンセルする場合、キャンセル申し出時点で発生している実費はご負担いただきます。

6. 免責規定

1. ジェトロは、本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェトロの過失による場合は、この限りではありません。
2. 送付いただいたサンプルの破損、盗難、紛失等に関する損害についてジェトロはその責任を負いません。
3. 戦争、天災、感染症の拡大、事故、政情不安等の不可抗力の事態により本事業におけるイベントが中止もしくは延期になった場合に生じる損害についてジェトロはその責任を負いません。
4. 本説明書に定めのない事項が発生した場合は、ジェトロがその対応を決定するものとします。
5. 本事業の内容は、追加・変更になる場合があります。
6. ジェトロは、インターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます）の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。ただし、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前述の義務を超えて、企業に対し一切の責任を負わないものとします。

7. お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班

担当：石原、佐藤、前田、大北

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

Email:healthcare@jetro.go.jp

8. お役立ち情報

(1) 安全保障貿易管理

中国は、輸出入、投資、データなどの分野で新たな制度的枠組みを急ピッチで整備し、管理の動きを強めています。ジェトロでは、日本企業がビジネス上留意すべき新たな通商ルール制定の動きなどについて、米中専門家の見方を含めてご紹介しています。

・[ジェトロ、特集：新たな局面を迎える安全保障貿易管理](#)

・[PDF【参考】中国の経済安全保障に関する制度情報](#)（2024年4月）

・[中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説](#)（2022年8月）

(2) 知的財産権保護について

ジェトロでは、展示物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いかねます。本事業登録にあたり、事業開始までに必要な商標や特許等の知的財産の出願・登録を行うことをお勧めします。出願・登録費用、手続きは各社負担となります。各国・地域の知的財産権保護については、下記サイトに関連情報を掲載していますので、ご参照ください。

・[知的財産権保護 - 海外ビジネス情報 - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

(3) 現地市場に関するお役立ち情報

■ 調査レポート

- ・中国における高齢者産業テーマレポート (2024年3月)
- ・2023年度 海外進出日系企業実態調査 (中国編) (2024年2月)
- ・中国東北地域 (大連市・瀋陽市) における介護・福祉施設の設立等に関する制度調査 (2018年3月)

■ 動画レポート

- <全体>
- ・企業ブランドを守れますか？ -模倣品対策は先手必勝 (2023年01月)
- ・【ウェビナー】中国ビジネス活動時の注意点 (1) 商談時の留意事項について (2023年12月)
- ・【ウェビナー】中国ビジネス活動時の注意点 (2) 中国国内での広告行為と広告物について (2023年12月)

<高齢者養老介護分野> 国際ビジネス情報番組「世界は今 -JETRO Global Eye」

- ・多様化する中国福祉市場 “日本式”にニーズあり (2023年7月)
- ・福祉機器の海外展開に商機 チャンスをつかむためのヒントとは (2023年11月)

■ ビジネス短信

- ・中国民政部長、高齢化対策に係る今後の政府方針に言及 (2024年3月)
- ・国務院、シルバー経済の振興に向けた意見を発表 (2024年1月)
- ・山東省青島市で日中介護セミナー開催 (2024年4月)
- ・「2023中国国際シルバー産業博覧会」ジャパンパビリオン出展 (2023年12月)
- ・ジェトロ、山東省で高齢者産業市場を開拓 (2023年11月)
- ・ジェトロ、上海で「日中高齢者ヘルスケア産業交流会」開催 (2023年10月)
- ・ジェトロ、「CHINA AID 2023」にジャパンパビリオン出展 (2023年6月)

■ 地域・分析レポート

- ・ジェトロ 地域・分析レポート> アジア> 中国
- <https://www.jetro.go.jp/areareportstop/asia/cn/areareports/>

(4) 貿易実務オンライン講座 ※有料講座です

国内取引と比べ、チャンスは大きいものの、リスクも非常に大きいのが海外との取引です。リスクを回避し、海外との取引を成功させるためには、貿易の流れや実務（マーケティング、輸出入規制、契約交渉、貿易条件、船舶手配、保険付保、決済方法、貿易金融、通関、クレーム対応など）、取引の際に締結する英文契約についてなど、さまざまな知識やノウハウが必要不可欠です。

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら <https://www.jetro.go.jp/elearning/>

(5) 新規輸出1万者支援プログラム ※登録無料

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら <https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。